

差上申議定一札之事（私共申合持分之内、右之通、相之道江差加江）

先上申議定一札事

一 横町南側から松地迄右之通及び此古小路

之入り半馬通りを賣却せ給事并是より

御経より上耕種に付其後右合分月々取

替へ合持分角五之通

一 間口之及賣却拾五石之入 依合持分

一 間口之及賣却八石 大御持分

一 間口之及賣却拾石 御持分

一 拾八坪之及賣却 此間分拾八分也

右之通右之通右之通右之通右之通右之通

右之通右之通右之通右之通右之通右之通

右之通右之通右之通右之通右之通右之通

右之通右之通右之通右之通右之通右之通

右之通右之通右之通右之通右之通右之通

書上 A-1 819

遠東有傳必毛...
元子元老...

天保八箇年四月

所
代

佐名

大物

浪物

源

金

出

河七

金

依

所
沙及中



【釈文】

差上申議定一札之事

一 横町南側ニ而私共地先相之道之儀、往古方間口

三尺ニ而牛馬通行不相成、私共家業躰差支候

儀俣有之、且耕作之往来茂不宜候ニ付、今般

私共申合、持分之内左之通

一 間口三尺 奥行拾五間三尺 佐吉持分^印

一 間口三尺 奥行八間 丈助持分^印

一 間口三尺 奥行拾三間 銀助持分^印

ノ 拾八坪壹尺五寸 此畝分拾八步貳厘五毛

右之通、相之道江差加江候得者、間口壹間奥行

三拾六間三尺之通り路ニ相成候、尤御年貢諸役等

永々我等方ニ而相勤候間、耕作之助ケニ茂相成候

〔紙背継目印判 九顆アリ〕

ハハ、私共冥加ニ相叶候ニ付奉願上候處、願之通

御聞濟被下忝奉存候、然上者、以来私共ニおゐて

違変故障之儀、毛頭無御座候、依之為後證

差上申一札連印仕候處如件

願人横町百性^(ママ) 佐吉^印

天保八酉年四月

〃 同 丈助^印

〃 同 銀助^印

組合 源蔵^印

〃 金右衛門^印

〃 長兵衛^印

〃 弥七^印

〃 金兵衛^印

火消 儀兵衛^印

〔紙背継目印判 九顆アリ〕

町 御役人中

【読み下し文】

差上げ申す議定一札の事

一 横町南側にて、私共地先(の)相の道の儀、往古より間口

三尺にて牛馬通行相成らず、私共家業躰差支え候

儀俣これ有り、且耕作之往来も宜しからず候に付、今般

私共申合(せ)、持分の内左の通り

一 間口三尺 奥行拾五間三尺 佐吉持分^印

一 間口三尺 奥行八間 丈助持分^印

一 間口三尺 奥行拾三間 銀助持分^印

✂ 拾八坪壹尺五寸 此畝分拾八步貳厘五毛

右の通り、相の道へ差加え候えば、間口壹間奥行

三拾六間三尺の通り路に相成り候、尤も御年貢・諸役等

永々我等方にて相勤候間、耕作の助けにも相成り候

わば、私共冥加に相叶ひ候に付願上げ奉り候處、願の通り

御聞き濟下され忝なく存じ奉り候、然る上は、以来私共におゐて

違変故障の儀、毛頭御座なく候、これに依り後證の為

差上げ申す一札連印仕り候處、件の如し

願人 横町百性^(一) 佐吉^印

天保八酉年四月 〃 同 丈助^印

〃 同 銀助^印

組合 源藏^印

〃 金石衛門^印

〃 長兵衛^印

〃 弥七^印

〃 金兵衛^印

火消 儀兵衛^印

町 御役人中

【解説】

今回は、はじめに、桐生新町について簡単に触れておきましょう。

小田原征伐後の天正十八年（一五九〇）、徳川家康は関東に入り、新たな領国の検地に取り掛かります。桐生新町（現在の桐生市本町一丁目〜六丁目と横山町）は、それとさほどの時を置かずに、上野国山田郡荒戸村に新たに町立てをして創られた町と考えられます。古文書では、天和二年（一六八二）の検地帳ではじめて「桐生新町」という名称が確認できますが、それ以前は、「荒戸新町（村）」と書かれていることから、古くからの荒戸村の一部を開発して、町立てが行われたことが明らかです。

現在でも、新町の起点であった桐生天満宮の鳥居から、南へと続く本町通りに目を向けると、一直線の道路が本町一丁目から六丁目まで延びていることがわかります。今から四〇年ほど前、鉄道がまだ踏切で高架線ではなかった頃までは、天満宮から六丁目まで見通せました。この道は、桐生新町の表通り（幅は五間〓約九m、長さは十五

町五十二間Ⅱ約一七一四m)がその基となっているのですが、全く左右への振れやカーブがない直線道路であることから、町立てと同時に新たに開かれた人工的な道であることがうかがえます。因みに現在の本町通りでは、一丁目と二丁目の西側には一段高い歩道が設けられていますが、それはかつての用水を埋め立てて造られたもので、往時にはそこに石橋をかけて屋敷地への出入りとしていました。

どうやらかつての荒戸という地名から推測すれば、それ以前のこの辺りは、河川氾濫などで河原石がゴロゴロしたような、農作には全く不向きな土地であったとも考えられ、そこに新たな道を開き、町を創っていったのかもしれない。

この桐生新町は、表通りの一丁目から六丁目(現、本町一丁目から六丁目)と、二丁目の西側に開かれた陣屋へと向かう直線道路(長さ一町三十二間Ⅱ約一六六m)の両脇に創られた横町(現、横山町)からなりますが、今回の古文書は、その横町が舞台となります。

この文書の書き出しには「議定」という言葉が見えます。議定とは、決め事や約束事のこと。つまり決め事を一札(Ⅱ文書)にしたためて、町役人へと差し上げ申した(提出した)ということです。では何を取り決めたのかをみていきましょう。

この文書は大きく三段に分けて読むとわかりやすいです。まず第

一段目としては、横町南側の相の道（「相の道（あいのみち）」とは、通りと通りの間を結ぶ「間の道」という意味で、表通りから南へと抜ける小路のこと）の道幅が、三尺幅で牛馬も通れないほど狭く、家業にも障りがあるだけでなく、（田畑）耕作への往来にも不便だということをお訴えていることがわかります。

続いて第二段目では、このたび佐吉以下三人が申し合わせの上、それぞれ持地を差し出して、道幅一間（ \parallel 六尺 \parallel 一・八m）、奥行三十六間三尺（ \parallel 約六十六m）の小路へと拡張させてほしいこと、持地を提供しても、従来その土地（ \times べて三人分を坪で示すと「十八坪一尺五寸」、畝歩で示せば「十八歩二厘五毛」）に課せられていた年貢や諸役については、今後とも三人で納めること、この道の拡張が実現すれば耕作の助けにもなることなので、どうかこの願いを叶えてくださいと願い出たところ、忝くもその許しが出たことがわかります。

最後の三段目は、願いを聞き入れていただいた以上は、今後にも及んでも、申し入れた約束事を違えたり、意義を申したりは決して致さないこと、その証としての議定一札を、願人である佐吉以下三名に加え、組合や火消ともども連印の上、提出いたします、ということですが、

一段目では、これまで相の道 \parallel 小路の幅が三尺であったため、牛馬の通行や家業、田畑への往来に支障があることを訴えています。この

文書が書かれたのは天保八年（一八三七）の四月です。町場である桐生新町で牛馬の通行といえば、農耕のための牛馬の通行ではなく、荷を運ぶ物流のためのものと考えられます。桐生新町は月に六度、三七（当初は五と九）の付く日に各丁目が輪番（順番）で市を立て、桐生やその周辺で生産された織物や、日常生活に必要な物資が売買されていきました。

少し時代がさかのぼりますが、旧山田郡域は背後に山がせまる地形的制約から、たやすく可耕地とできる田畑向きの土地は少なく、中世には伊勢神宮の御厨（庄園）がいくつも設置され、年貢として織布を納めてきた経緯もあり、農間余業として織物生産が盛んな地でした。江戸時代に桐生新町に課せられた「本途物成」（「ほんともものなり」という。田畑や屋敷地に課せられた本年貢のこと）は、三百二十一石あまりでしたが、そのほかに「小物成」（「こものなり」という。本年貢以外の山野河海などの収穫物や産物に課せられた雑年貢のこと）として、平絹（平織りの素布）二四一〇疋を納めることとなっていました。これが正保三年（一六四六）に金納へと切り替えられたことが、桐生新町に定期的な市が立てられた理由と思われる。

やがて江戸時代中期の元文三年（一七三八）に、京都西陣の高機を用いた織物技術が伝えられ、これによって桐生織物は、平絹から、複数枚の架物を用いて経糸を複雑に上下させて織り出す「飛紗綾」（「と

びさや」という製品の生産に成功し、わずか数年の後には西陣の脅威となるほどまでに成長を遂げました。こうなると、もはや家族だけで農間余業として行っていた織物生産とは異なる段階をむかえます。機屋は織機（機織機）を複数持ち、職工となる奉公人を何人も雇い入れ、生産された織物は、「絹買」（「きぬかい」という、製品を買い取って問屋へと販売する買継業者の手を介することで、三都（江戸・大阪・京都）や諸国へとまたたく間に流通していきました。今にイメージする織物の一大産地としての「桐生」の成立はこの頃のことです。

さて織物生産地としての発展と比例して、桐生新町は北関東でも有数の豊かな町へとなります。表通りに面しては、生活を支える日用品を扱うさまざまな店（「たな」という。商店のこと）が開かれ、これらの店にも奉公人が雇われていました。増えていく人口に呼応するかのように、生活用品や道具を作る職人たちも多く集まってきます。そして奉公人や職人たちが住んだのが「裏店」（「うらだな」ともいわれる、いわゆる長屋で、裏店という呼称からわかるように、表通りに面した店や屋敷の裏手にそれはつくられていました。メインストリートである表通りに対して、その長屋への往来や、屋敷裏の道へと抜けるための道を「裏通り」といいますが、今回の「相の道」とは、まさしくこの「裏通り」のことです。

このような織物産地としての発展と、それによる人口増加にともない、生糸をはじめとした織物原材料や生産品の流通、また人々の日々の生活必需品などの需要に応えるためには、牛馬による運搬が欠かせないものでした。また町を行き交う人々の往来も盛んになり、三尺幅の裏通りでは通行の不便が目立つようになってきたのでしよう。そのような状況で、佐吉・丈助・銀助が自分の持地をそれぞれ差し出し、かつその土地に課せられていた従来の年貢諸役も変わらず負担することを申し入れ、幅一間、奥行三十六間三尺の裏通りへと拡張することを許されたというわけです。

因みに佐吉以下三名が差し出した土地の奥行の合計は三十六間三尺ですが、桐生新町の屋敷地の「一軒前」（「いっけんまえ」。一軒分の土地のこと）は、間口六間、奥行四十間（六間×四〇間＝二四〇歩＝八畝）が平均的なものであり、これに一石相当の年貢をかけられていました。差し出した土地の奥行合計と、平均的な一軒前の奥行が近



写真1：天保8年（1837）に、佐吉たちの申し出により拡張された裏通りの小路。手前が横町の表通り。

似値であることから、佐吉たち三人の屋敷地は横町表通りに面した南側の屋敷地を三分割にした土地であつ

たことが読み取れます。写真1は、現在でも横山町で使われているその道です。

なお、今回の舞台となった、桐生新町の姿を伝える「上野国山田郡桐生新町絵図面」と「桐生新町横町絵図面」は、群馬県立図書館のHP上の「群馬県立図書館デジタルライブラリー」、「資料別テーマ一覧」の「桐生市の貴重資料」で公開しています。この「デジタル版古文書講座」のサイトの参考リンクからも閲覧できますので、関心を持たれた方は、こちらもおわせて参照してみてください。